

○検定により他教科の免許を取得する場合（別表第4）（省令第15条第1項）

**高等学校他教科**

【検定による授与】

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	高等学校教諭1種・専修普通免許状				
基礎資格(基礎免許状)	取得しようとする免許状	高等学校教諭1種普通免許状	高等学校の1以上の専修普通免許状、または1種普通免許状		
		高等学校教諭専修普通免許状	高等学校の1以上の専修普通免許状		
最低在職年数(教員として)	なし	教員としての勤務経験は不要			
単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数	取得しようとする免許状の種類		1種	専修	備考(留意事項)
	教科に関する専門的事項に関する科目		20	20	・「教科に関する専門的事項一覧」を参照
	各教科の指導法に関する科目		4	4	・取得を希望する教科について修得 ・「各教科の指導法」の事項のみで単位構成されている単位に限る ※平成23年3月31日までに修得した単位については、「各教科の指導法」のみで構成されていない単位も認める
	大学が独自に設定する科目			24	
	合計修得単位数		24	48	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位は、基礎資格としての免許状取得の前後を問わない</li> <li>・短期大学で修得した単位は使用できない</li> <li>・基礎資格となる免許状の根拠規定は問わない</li> <li>・基礎資格の免許状には、実習教科の免許状も含まれる</li> </ul>				

2 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑨返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください</li> <li>・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください</li> </ul>
④手数料	申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し同封してください</li> <li>・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください</li> </ul>
⑤学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること（単位修得証明書、成績証明書などは不可）
⑥既に所有している免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	・今回の免許状授与申請の基礎免許となる免許状の写しは必須
⑦人物に関する証明書【原本】	現勤務校(離職者は、直近の勤務校等)に作成を依頼	<p>※証明から3カ月以内のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「証明者」は、校長・園長 など</li> <li>・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など（任用者、雇用者）</li> <li>・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要</li> <li>・「⑧身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印</li> <li>・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可)</li> </ul>
⑧身体に関する証明書【原本】	現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明 無職の者は、医師の証明	
⑨返信用封筒	角型2号 切手貼付 530円(申請する免許状が4枚以内の場合) 620円(5枚以上の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください</li> <li>・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください</li> </ul>
◆その他 ⑩戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です</li> <li>※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください</li> </ul>